



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)…三
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(産業労働局農林水産部森林課)…四
- 警察署協議会委員の委嘱……………五

告示

●東京都告示第千二百七十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月十九日

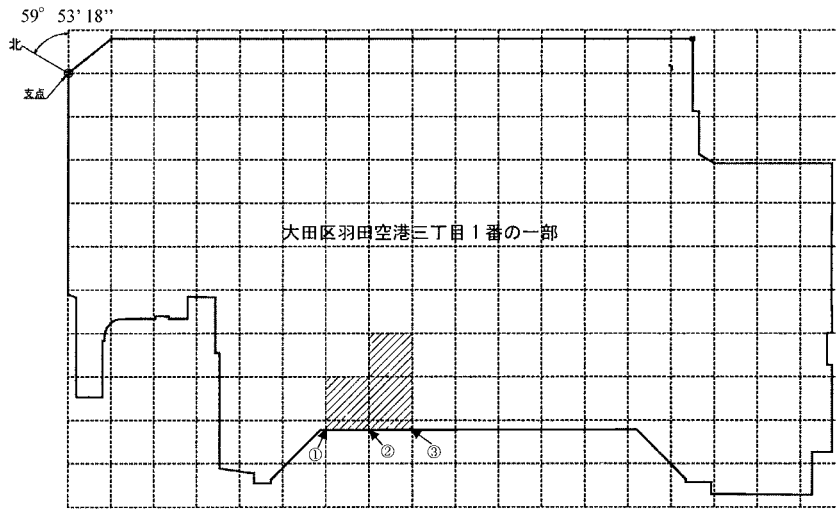
東京都知事代理

副知事 安藤 立美

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区羽田空港三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



**【凡例】**

- : 単位区画
- : 改変対象地範囲
- ▨ : 形質変更時要届出区域

**【支点】**

支点は、大田区羽田空港三丁目1番の一部のうち、改変対象地範囲の最北端（座標 X : 5651.1703、Y : 3021.1564）とする。

	X座標	Y座標
支点	5651.1703	3021.1564
①	5711.1703	2938.9275
②	5721.1703	2938.9531
③	5731.1703	2938.9532

**【格子の回転角度 59 度 53 分 18 秒】**

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

\*上記の座標は東京国際空港内で使用されている空港座標である。

●東京都告示第千二百七十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月十九日

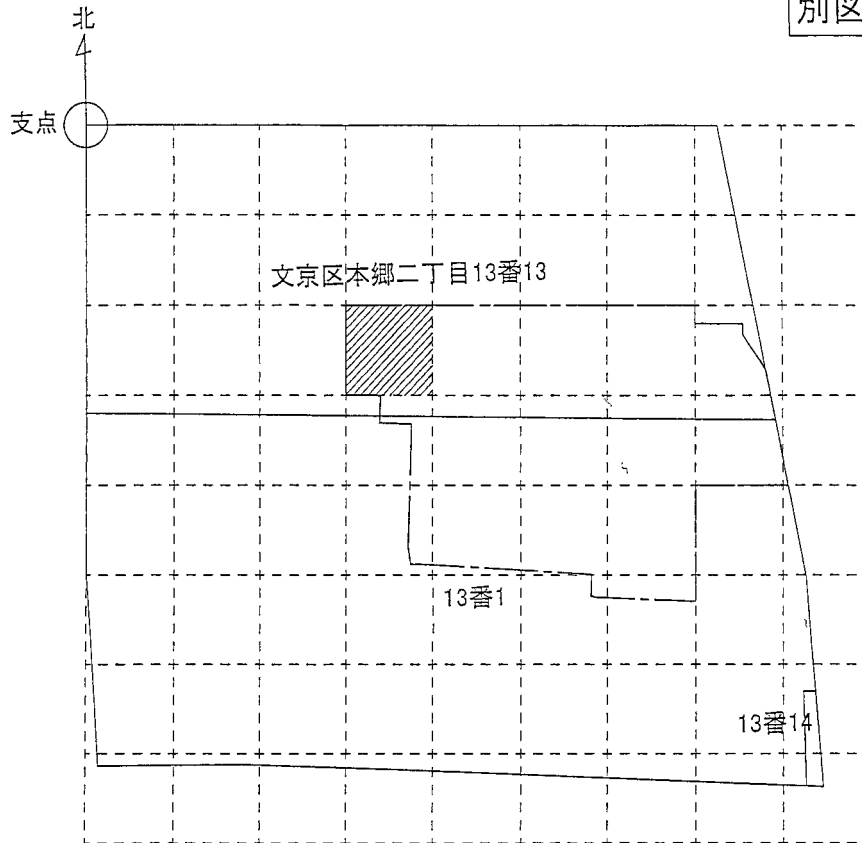
東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（文京区本郷二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】  
 - - - 単位区画  
 — 筆境界  
 - - - 対象地  
 ▨ 形質変更時要届出区域

【支點】  
 支點は、文京区本郷二丁目13番13の最北端とする。

【格子の回転角度(0度0分0秒)】  
 格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百八十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第九百九十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月十九日

東京都知事代理

副知事 安藤 立美

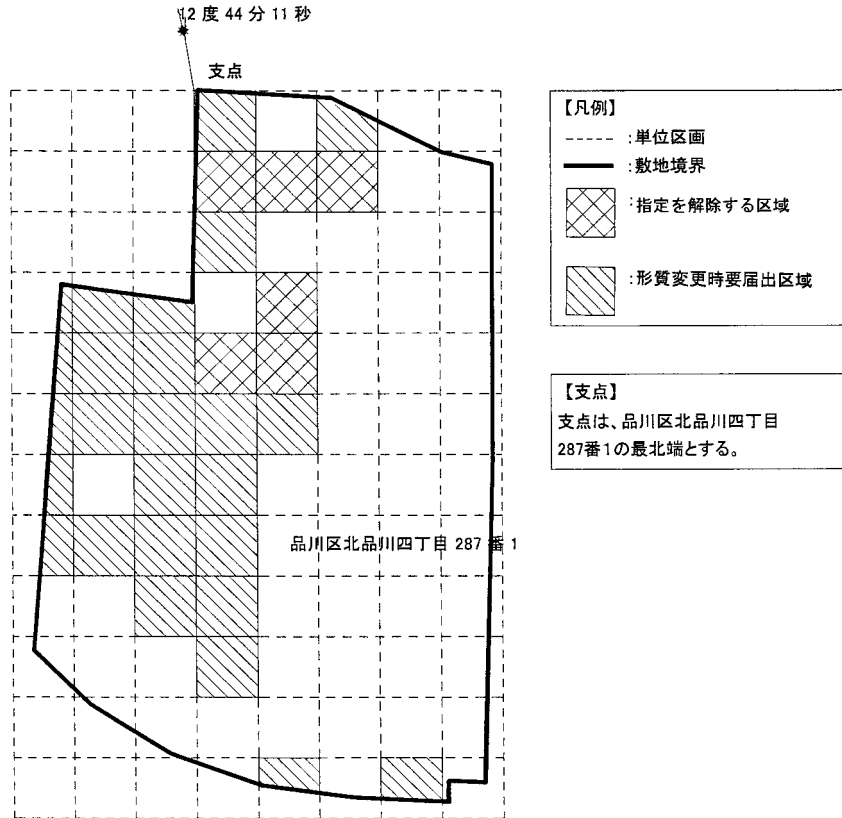
一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区北品川四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【格子の回転角度 (12度 44分 11秒)】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年七月十九日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 八王子市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的  
 水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第251号

警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第3項の規定により、平成28年6月17日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。

平成28年7月19日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

警察署協議会名	氏名
警視庁品川警察署協議会	奥野賢一郎
警視庁大井警察署協議会	山崎助士
警視庁蒲田警察署協議会	湯澤元一
警視庁新宿警察署協議会	田中治子
警視庁野方警察署協議会	瀬尾隆行
警視庁目白警察署協議会	島留美子
警視庁向島警察署協議会	三好克則
警視庁葛西警察署協議会	萩原巴穂子

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号(代)

郵便番号  
 113-0001